

議案第 7 6 号

京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部改正について

京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市てんきてんき村関連施設の浴室使用料を見直し、施設の安定的な運営の実現を図るため、また、京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)及び京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)を廃止し、民間による利活用を促進するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部を改正する条例

(京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部改正)

第1条 京丹後市てんきてんき村関連施設条例（平成17年京丹後市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「550」を「730」に改める。

第2条 京丹後市てんきてんき村関連施設条例（平成17年京丹後市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設（はしうど荘）の項及び京丹後市郷土文化保存伝習施設（伝習館）の項を削る。

別表第2中はしうど荘の項及び伝習館の項を削り、同表備考中「はしうど荘個室及び研修室、伝習館、」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

京丹後市てんきてんき村関連施設条例(平成17年京丹後市条例第49号)新旧対照表【第1条関係】

現行										改正案									
京丹後市てんきてんき村関連施設条例										京丹後市てんきてんき村関連施設条例									
平成17年12月26日 条例第49号										平成17年12月26日 条例第49号									
本則（略）										本則（略）									
別表第1（略）										別表第1（略）									
別表第2(第9条、第16条関係)										別表第2(第9条、第16条関係)									
てんきてんき村関連施設使用料										てんきてんき村関連施設使用料									
利用施設		利用時間		単位		使用料(円)		摘要		利用施設		利用時間		単位		使用料(円)		摘要	
は し う ど 荘	(略)									は し う ど 荘	(略)								
	浴室	11：00～22：00	1回	1人につき	550	宿泊を伴う場合は、個室使用料の中に含まれる。	浴室	11：00～22：00	1回		1人につき	730	宿泊を伴う場合は、個室使用料の中に含まれる。						
(略)										(略)									
宇 川 温 泉 よ し 野 の 里	(略)									宇 川 温 泉 よ し 野 の 里	(略)								
	浴室	10：00～21：00	1回	1人につき	550	宿泊を伴う場合は、宿泊室使用料の中に含まれる。	浴室	10：00～21：00	1回		1人につき	730	宿泊を伴う場合は、宿泊室使用料の中に含まれる。						
(略)										(略)									
(略)										(略)									
(略)										(略)									
(略)										(略)									
附 則										附 則									
この条例は令和8年12月1日から施行する。										この条例は令和8年12月1日から施行する。									

京丹後市てんきてんき村関連施設条例(平成17年京丹後市条例第49号)新旧対照表【第2条関係】

現行					改正案								
京丹後市てんきてんき村関連施設条例					京丹後市てんきてんき村関連施設条例								
平成17年12月26日 条例第49号					平成17年12月26日 条例第49号								
本則（略）					本則（略）								
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)								
名称			位置		名称			位置					
京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)			京丹後市丹後町間人632番地の1										
京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)			京丹後市丹後町間人633番地の1										
京丹後市体験農業園地等管理施設(管理棟)			京丹後市丹後町竹野280番地		京丹後市体験農業園地等管理施設(管理棟)			京丹後市丹後町竹野280番地					
京丹後市てんきてんき村オートキャンプ場			京丹後市丹後町竹野342番地		京丹後市てんきてんき村オートキャンプ場			京丹後市丹後町竹野342番地					
京丹後市てんきてんき村多目的広場			京丹後市丹後町竹野289番地		京丹後市てんきてんき村多目的広場			京丹後市丹後町竹野289番地					
京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)			京丹後市丹後町竹野313番地の1		京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)			京丹後市丹後町竹野313番地の1					
京丹後市碓高原ステーキハウス			京丹後市丹後町碓1番地		京丹後市碓高原ステーキハウス			京丹後市丹後町碓1番地					
京丹後市宇川温泉よし野の里			京丹後市丹後町久僧1562番地		京丹後市宇川温泉よし野の里			京丹後市丹後町久僧1562番地					
京丹後市海浜植物観察園			京丹後市丹後町間人68番地の1		京丹後市海浜植物観察園			京丹後市丹後町間人68番地の1					
京丹後市高嶋園地			京丹後市丹後町上野729番地		京丹後市高嶋園地			京丹後市丹後町上野729番地					
別表第2(第9条、第16条関係)					別表第2(第9条、第16条関係)								
てんきてんき村関連施設使用料					てんきてんき村関連施設使用料								
利用施設		利用時間	単位		使用料 (円)	摘要	利用施設		利用時間	単位		使用料 (円)	摘要
は し う ど	個室	15：00～	1泊	3歳以上の者1人	6,000								
		翌日10：0		につき									
		0		3歳未満の者1人	1,000								
				につき									

現行						改正案					
荘		9:00～18:00	4時間以内 1時間(4時間を 超える場合)	1室につき	2,240 560						
	研修室	9:00～18:00	4時間以内 1時間(4時間を 超える場合)	1室につき	3,560 890						
	浴室	11:00～22:00	1回	1人につき	730						
伝習館	多目的研修室	9:00～18:00	4時間以内 1時間(4時間を 超える場合)	1室につき	3,560 890						
	体験室		4時間以内 1時間(4時間を 超える場合)	1室につき	2,240 560						
	体験実習		一式		実費						
てんきてんき村オートキャンプ場		11:00～翌日10:00	1区画(宿泊利用)	電源付 電源無	5,000 4,000		てんきてんき村オートキャンプ場	11:00～翌日10:00	1区画(宿泊利用)	電源付 電源無	5,000 4,000
		9:00～17:00	1区画(デイ利用)	電源付 電源無	2,500 2,000						
てんきてんき村多目的広場		9:00～18:00	4時間以内 1時間(4時間を超える場合)		2,240 560		てんきてんき村多目的広場	9:00～18:00	4時間以内 1時間(4時間を超える場合)		2,240 560
		11:00～翌日10:00	テント1張(キャンプ利用)		4,000						

現行						改正案						
宇川温泉よし野の里		0						0				
	宿泊室	15：00～翌日10：00	1泊	1人につき	3,000	左欄の合計額	宿泊室	15：00～翌日10：00	1泊	1人につき	3,000	左欄の合計額
				1室につき	12,000					1室につき	12,000	
	浴室	10：00～21：00	1回	1人につき	730	宿泊を伴う場合は、宿泊室使用料の中に含まれる。	浴室	10：00～21：00	1回	1人につき	730	宿泊を伴う場合は、宿泊室使用料の中に含まれる。
	大広間	9：00～18：00	4時間以内	1室につき	3,560		大広間	9：00～18：00	4時間以内	1室につき	3,560	
			1時間(4時間を超える場合)		890				1時間(4時間を超える場合)		890	
	加工試作室		4時間以内	1室につき	2,240		加工試作室		4時間以内	1室につき	2,240	
			1時間(4時間を超える場合)		560				1時間(4時間を超える場合)		560	
	ゲートボール場		4時間以内	1面につき	1,320		ゲートボール場		4時間以内	1面につき	1,320	
			1時間(4時間を超える場合)		330				1時間(4時間を超える場合)		330	
	宿泊棟広間		4時間以内	1室につき	3,120		宿泊棟広間		4時間以内	1室につき	3,120	
			1時間(4時間を超える場合)		780				1時間(4時間を超える場合)		780	
	高嶋園地	駐車場	9：00～18：00	1日	バス等の大型車1台につき	2,000		駐車場	9：00～18：00	1日	バス等の大型車1台につき	2,000
大型車以外1台につき					1,000	大型車以外1台につき					1,000	
オートキ		11：00～翌日10：00	1区画(宿泊利用)	電源付	5,000		オートキ	11：00～翌日10：00	1区画(宿泊利用)	電源付	5,000	
				電源無	4,000					電源無	4,000	

現行					
	ヤン プ場	0 9：00～1 7：00	1区画(デイ利 用)	電源付 電源無	2,500 2,000

備考

1 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

2 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

改正案					
	ヤン プ場	0 9：00～1 7：00	1区画(デイ利 用)	電源付 電源無	2,500 2,000

備考

1 てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

2 てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第76号
京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部改正に
ついて

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》		《市民参加の状況》				
京丹後市てんきてんき村関連施設のうち、はしうど荘及び宇川温泉よし野の里については、昨今のエネルギー価格の急激な高騰に伴う運営経費の増大に対し、持続可能な施設運営体制を確立するため、令和8年12月からの使用料見直しに向けた所要の改正を行うもの。また、はしうど荘、伝習館については、行政による運営の枠組みを改め、民間事業者による多様な発想での利活用の促進を図るため、所要の改正を行うもの。		有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》				
昨今の国際情勢を背景とした燃料価格の急激かつ慢性的な高騰により、温泉施設特有のエネルギーコストが経営を圧迫している。合併以降、長らく同一料金を維持してきたが、現在のエネルギーコストを前提とした場合、過度な公費負担による運営は公共施設マネジメントの観点、利用者負担と税負担の公平性を確保する観点から、受益者負担の適正化を図るものである。 民間の創意工夫を最大限に引き出すことで、施設機能の維持・向上と持続可能な運営体制への転換を図るため、行政財産の制約を解除し施設の自由度を高める。		民間の創意工夫による運営体制へ移行することで、市による将来的な修繕負担や更新投資を抑制し、地域社会にとって持続可能な施設運営体制を構築する。 使用料の適正化により、高騰する光熱燃料費の一部を利用者に負担していただくことで、公費負担の増大に歯止めをかける。これにより、市の一般財源からの持ち出しを抑制し、安定的な浴場サービスの維持と、経営基盤の強化を図る。				
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》				
令和5年度～ 令和8年1月 令和8年3月	温泉施設の指定管理者と協議し、使用料見直しを検討。 観光立市推進会議で使用料見直しの意見が出される。 下宇川区長会に意見聴取。	まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進		
		○その他の計画(該当する場合のみ)				
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
《政策等の実施時期》		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
使用料の改定は、令和8年12月1日から実施する。 施設の廃止は、令和9年4月1日から実施する。		商工観光部	観光振興課	有・無		